



## 市から自治会に対する助成金情報

自治会活動助成金	8
自治会集会所整備事業等補助金	9
コミュニティ助成事業	10
自主防災組織整備事業資器材及び助成金	11
防犯カメラ設置事業補助金	12
再資源化事業促進推奨金	13
街路灯設置事業等補助金	14
日本赤十字社掲示板及び防災看板に伴う費用の助成	15



## 自治会活動助成金

[市民活動支援課20-490]

地域住民相互のふれあいを促進し、地域のまちづくりの推進を図ることを目的とします。

### ～対象者～

市に自治会等として届け出ている団体です。

### ～申請時期～

4月1日から6月末日まで

### ～交付基準額～

4月1日現在の自治会加入世帯数に300円を乗じた額（上限なし）。

### ～交付の時期～

8月末までに交付予定

### ～提出書類～

様式は3月末に、各自治会長宛てに送付します。

1. 交付申請書
2. 前年度事業報告書
3. 新年度事業計画書
4. 前年度収支決算報告書
5. 新年度収支予算書
6. 世帯数確認書
7. 交付請求書

## 自治会集会所整備事業等補助金 [市民活動支援課20-490]

地域住民相互のふれあいと連帯を図るため、自治会が行う自治会集会所の新築、増改築もしくは修繕または集会施設を設置するための借家、集会所用地を確保するための借地に対して補助金を交付します。

### ～対象者～

市に自治会等として届け出ている団体です。

### ～申請時期～

整備・借上げを希望する場合は、事業を実施する年度の前年9月末日までに集会所整備事業補助金事前協議書により事前協議が必要です。

事業が採択された場合は、当該年度の4月1日から4月末日までに申請してください。

### ～交付基準額及び補助対象経費～

#### <整備事業>

- ・新築費用として算出された額の10分の7とし、1,500万円を限度に補助する。
- ・増改築費用として算出された額の10分の7とし、500万円を限度として補助する。
- ・修繕費用として算出された額の10分の7とし、200万円を限度として補助する。

#### <借上げ事業>

- ・賃貸借した建物の月額賃料の10分の7とし、10万円を限度として補助する。
- ・賃貸借した土地の年間賃料の10分の7とし、20万円を限度として補助する。

### ～交付の時期～

請求後、1か月以内を予定

### ～提出書類～

様式は3月末に、前年度に事前協議書を提出した各自治会長宛てに送付します。

1. 交付申請書
2. 集会所整備事業補助金実施予定書（整備・借上げ事業）
3. 集会所整備事業補助金収支予算書（整備・借上げ事業）
4. 用地確保を証する契約書類の写し（整備事業）
5. 工事請負契約書の写し（整備事業）
6. 建築確認通知書の写し及び設計図書（整備事業）
7. 賃貸借契約書の写し（借上げ事業）
8. 土地又は建物の登記簿謄本の写し（借上げ事業）

# 一般財団法人自治総合センターの助成事業です！

## コミュニティ助成事業

[市民活動支援課 20-490]

宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備等に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するための助成金です。

※市を通じて申請できる団体数は1団体です。複数の団体からの申請が予想されますので、まずは市民活動支援課へご相談ください。なお、この事業は自治総合センターの予算等の理由により、助成対象とならない場合もありますので予めご了承ください。

### ～対象者～

自治会・町内会等、地域で活動する団体です。

### ～申請時期～

事業を実施する年度の前年の9月中旬まで

※事業を実施する年度の前年4月～7月末日までに事前協議書により、市との事前協議が必要です。

### ～交付基準額及び補助対象経費～

#### ① 一般コミュニティ助成事業

- ・コミュニティ活動に直接必要な備品等の設備（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業に対し、100～250万円助成する。

#### ② コミュニティセンター助成事業

- ・コミュニティ活動推進のために必要な自治会集会所等の新設又は修繕等に対して、対象総事業費の5分の3以内、1,500万円を限度に助成する。

※基準額、補助対象については変更になる場合があります。

### ～交付の時期～

請求後、1か月以内を予定

### ～提出書類～

1. 事前協議書
2. 会則
3. 活動状況の説明資料（総会資料など）
4. 収支予算書
5. 見積書
6. 決算書（事業に係る前年度決算）
7. 事業概要の説明書（事業の内容、写真など）
8. その他（事業内容により提出書類が異なります。）

# 自主防災組織整備事業資器材及び助成金

[市民安全課 20-217]

災害時における地域住民による避難救護体制の整備及び初期消火体制等の強化を図るための助成金です。

## ～対象者～

一定の地域の住民によって構成され、当該地域の防災活動を行うことを目的に自主的に組織された団体です。自主防災組織については、P19を参照ください。

※申請には、事前に自主防災組織設立届の提出が必要です。

## ～申請時期（対象含む）～

- ①資器材交付事業 自主防災組織設立時
- ②資器材再交付事業 設立から25年経過し、かつ直近3箇年連続して防災訓練を実施した自主防災組織（年度ごと）
- ③活動助成事業 防火防災訓練を実施する日の14日前まで
- ④借地助成事業 毎年4月1日から4月30日まで（年度の中途に申請する場合を除く）

## ～交付基準額及び補助対象経費～

- ①資器材に要する経費は50万円を限度とする。但し、1組織1回限り。
- ②資器材に要する経費は30万円を限度とする。  
【計算方法】10万円＋（400円×世帯数）
- ③防火防災訓練に要する経費が対象。組織の加入世帯に応じそれぞれ次に掲げる額とし、25,000円を限度として助成。
  - （1）50世帯以下 10,000円
  - （2）51世帯以上 10,000円＋（世帯数－50世帯）×100円
- ④資器材保管倉庫用地借上げ経費に対する助成。賃貸借した土地の年間賃料とし、次の算式により求めた額とする。ただし、19,440円以内とする。  
算式：300円×借地面積（坪）×12ヶ月×0.9

## ～提出書類～

- ①自主防災組織整備資器材交付申請書
- ②補助金等交付申請書、防火防災訓練実施届出書、自主防助成金収支予算書（任意の書式可）、訓練案内紙（回覧版、自治会報などでお知らせしているもの）
- ③補助金等交付申請書、借地契約書の写し

## 防犯カメラ設置事業補助金

[市民安全課 20-485]

地域の防犯活動の一環として、街頭防犯カメラを設置する地域団体に対し、設置費用の一部を補助する制度です。

### ～対象者～

市内の町会・自治会、商店会、事業所、私立保育園・幼稚園、自主防犯活動団体等です。

※建物や敷地、駐車場等の管理を目的としたものは対象外です。

### ～申請時期～

事業を実施する年度の7月以降。

※防犯カメラを設置する前の申請となります。

※自治会で防犯カメラの設置場所等を決定のうえ、補助年度の6月末までに市との事前協議が必要になります。

### ～交付基準額及び補助対象経費～

補助の対象となる防犯カメラは、撮影区域の2分の1以上の面積が公道（不特定多数の車両や人が通行する場所）となるものです。

対象となる費用は、次に掲げる防犯カメラの設置に必要な経費とします。

- (1) 防犯カメラ、録画装置等の機器購入費用
- (2) 防犯カメラの設置表示板の設置に係る購入費用
- (3) 防犯カメラの設置工事に係る費用

交付基準額は、必要な費用の2分の1以内とし、限度額は1台につき20万円

### ～交付の時期～

交付確定通知書が到着後、請求してから1か月半から2か月程度

### ～提出書類～

1. 我孫子市防犯カメラ設置事業補助金交付申請書
2. 防犯カメラ設置箇所の位置図及び現況写真
3. 撮影範囲を記した平面図
4. 防犯カメラの設置に係る費用の見積書の写し
5. 設置する防犯カメラの概要が分かる図面、カタログ等の書類
6. その他市長が必要があると認める書類

## 再資源化事業促進奨励金

[クリーンセンター 7187-0015]

自治会等が自ら設置したごみ集積所において、定められた方法で資源の再資源化を図ることを目的とする奨励金です。

### ～対象者～

自らごみ集積所を設置している自治会・町内会等です。資源回収登録団体に申し込む必要があります。

### ～申請時期～

随時申請受付

### ～交付基準額及び補助対象経費～

回収業者が発行した資源回収報告書をもとに奨励金の額を決定します。

月毎に、古紙・古繊維・空びん・空き缶・金属類の回収量1kg当たり5円、1世帯当たり10円

### ～交付の時期～

毎月28日（祝休日のときはその前日）

### ～提出書類～

1. 資源回収登録団体申込書

### ～登録内容の変更～

代表者や振込口座名義など変更がある場合は変更の届出をしてください。



## 街路灯設置事業等補助金

[道路課 20-550]

地域における夜間の交通安全の確保及び犯罪の防止を図ることを目的とした補助金です。

### ～対象者～

地域における夜間の交通安全の確保及び犯罪の防止を目的に街路灯を設置し、又は維持管理する自治会・町内会等です。なお、街路灯を市へ移管した自治会や、道路以外（駐車場や路地状部分等）の私有地を照らしている街路灯は、街路灯設置事業補助金の対象外となります。

### ～申請時期～

- これまでに助成を受けており、補助対象である街路灯を保有する自治会は、6月上旬に道路課から送付される補助金交付申請書に必要事項を記入し、7月上旬までに提出してください。
- これから設置を予定している自治会は、担当課へご相談ください。

### ～交付基準額及び補助対象経費～

#### ①付替え・新設…LEDのみ対象

（既存ポールを利用される場合は電柱共架に相当します。）

- LED10VA まで ※  
電柱共架 上限 14,800 円      /      ポール新設 上限 21,000 円
  - LED20VA 以上 ※  
電柱共架 上限 22,500 円      /      ポール新設 上限 28,700 円
- ※付替え灯具の明るさは工事店とご相談ください。

#### ②維持管理

○電気料…・LED 全額（但し、前年度実績） / ・LED 以外 2,220 円

○修繕費…・LED 以外 600 円

### ～申請時の提出書類～

1. 補助金交付申請書
2. 東京電力から送付される電気料金集約分内訳表の写し（5月分）
3. 東京電力の領収書の写し（5月分）
4. 街路灯の場所を示した位置図
5. LED新設・付替の際は、見積書の写し  
（すでに設置済の場合は、請求書・領収書の写し、工事前後の写真）
6. LED新設の際は、新規設置に関わる電気料金申請書

### ～交付の時期～

12月交付予定

# 日本赤十字社掲示板又は防災看板設置に伴う費用の助成

[社会福祉課20-377]

自治会が掲示板又は防災看板を設置する際に、その費用を助成するものです。

## ～対象者～

日本赤十字社に活動資金（社資）を納入した自治会・町内会等です。

## ～申請時期～

7月1日から8月31日まで

## ～交付基準額及び補助対象経費～

- ① 赤十字社掲示板設置費用  
8万円を上限
- ② 防災看板設置費用  
6万円を上限

## ～申請時 提出書類～

- 1.日本赤十字社掲示板又は防災看板設置費用助成金交付申請書（様式第1号）
- 2.見積書の写し

## ～決定通知～

9月～順次

※ただし、年間助成予定額を上回った場合は、抽選とする。

## ～完了報告提出書類～

- 1.日本赤十字社掲示板又は防災看板設置費用助成金実績報告書（様式第3号）
- 2.領収書（写し）
- 3.掲示板又は防災看板完成写真

## ～交付時期～

実績報告書提出後1か月程度